

## 島根県がん対策推進計画の策定に関する 県民からの意見（パブリックコメント）について

■実施期間：平成25年1月15日から平成25年2月14日まで

■意見者数：41人（団体を含む）

■意見数：45件

### 【意見の分野別内訳】

がんの1次予防（たばこ対策）	32件
がんの2次予防	2件
がん医療の充実	4件
緩和ケアの充実	1件
患者・家族等への支援	1件
がんに関する普及啓発・情報提供の推進	1件
患者・家族等への支援	1件
がんに関する教育・研究の推進	2件
その他（数値目標について）	1件

### ■主な意見

分野	意見の概要	県の考え方
がんの1次予防（たばこ対策）		
	<p>私の同僚に、1日60本の喫煙者がいたが、薬により喫煙から脱出した人がいる。</p> <p>比較的簡単に、あまり苦しむこともなく、たばこをやめることができるということをもっと強くアピールすればと感じている。</p>	<p>禁煙治療ができる医療機関に関する情報提供や禁煙手帳の配布など、たばこをやめたい人への支援を実施していきます。</p>
	<p>がん対策のためには、がんの最大の原因であるたばこを吸う人を減らすとともに、受動喫煙対策をしなければならない。</p> <p>たばこを吸わない人がたばこの成分を吸わないようにするためには、分煙をやめて公共の場所の屋内を完全禁煙化しなければならない。</p>	<p>県や市町村の庁舎、公民館、小中学校、医療機関等の公共施設では建物内禁煙や敷地内禁煙が進んでおり、たばこの煙のない飲食店や理美容店も増えています。</p> <p>今後も、受動喫煙防止対策に取組む施設を増やしていくための施策を継続していきます。</p>
	<p>たばこ対策ががん対策の中でも最も効果的な対策であることは、各種の調査検討で明らかになっており、WHOからの報告でもそうなっていると記憶している。</p> <p>神奈川県に次いで兵庫県でも受動喫煙防止条例が本年4月1日から実施される。</p> <p>たばこの持つ弊害、がんに限らず多くの疾患に対する予防効果があることを改めて明示して、受動喫煙防止条例の制定を目標にした計画策定をお願いしたい。</p>	<p>たばこ対策については、医師会、歯科医師会、薬剤師会、大学関係者、労働行政機関、たばこ販売組合、禁煙体験者等で構成される「たばこ対策検討会」において検討していきます。</p>

分野	意見の概要	県の考え方
	<p>たばこは合法的な嗜好品であり、吸うか吸わないかは成人個々人の判断によるもので、数値目標を設定すべきではない。</p> <p>国の目標よりも速いスピードで喫煙率を削減する計画を、県が一方向的に設定することには反対である。</p> <p>葉たばこ耕作者、たばこ小売店など、県内のたばこ業界全体に及ぼす影響等について、十分考慮すべきである。</p>	<p>本県のたばこ対策は、「受動喫煙の防止（分煙）」、「未成年者の喫煙防止（防煙）」、「禁煙サポート」、「普及啓発」の4つの柱を中心に取組を進めています。</p> <p>たばこ対策の数値目標として「喫煙率」を掲げていますが、この目標値は、平成22年度に実施した県の調査において「今後禁煙したい」と回答している人が全員禁煙に成功した場合の数値です。</p> <p>数値の根拠となる調査が県独自の調査であるため、結果的に国の目標値と差異が生じていますが、目標値設定の考え方は国の計画と同様です。</p> <p>最終的にたばこを「吸う」、「吸わない」は、たばこが健康に及ぼす影響を十分に理解して個々人が決めることであり、計画の策定及び数値目標の設定によって、禁煙の強制やたばこ消費の抑制を目的としているものではありません。</p>
がん医療の充実	<p>島根県においては、国が整備する小児がん拠点病院の動向を踏まえ、医療の整備・強化を図ることを計画されている。その際に、県内における小児がん患児家族（治療中・治療終了後・亡くされた方）がどのような現状にあるのか調査・把握し、現状にあった施策を行ってほしい。</p>	<p>小児がん対策については、まずは県内の現状を調査し、その調査結果を踏まえた上で施策を検討・実施していきます。</p>
	<p>「がん診療に携わるその他医療従事者の状況」の中に、がん相談員を追記してほしい。</p> <p>数値目標「がん医療に携わる医療従事者数」の中に、がん相談員を追記してほしい。</p> <p>また、「その他の専門スタッフ」の項目に「がん患者のチーム医療に参画するソーシャルワーカー数」を追記してほしい。</p>	<p>「がん診療に携わるその他医療従事者の状況」に、がん相談員に関する事項を追記します。</p> <p>がん相談員数を数値目標にすることについては、がん相談員の定義や県内における必要人数等の検討が現時点で十分でないことから、今後の検討事項とします。</p> <p>「がん患者のチーム医療に参画する医療ソーシャルワーカー数」については、数値目標に追加することとします。</p>
緩和ケアの推進	<p>緩和ケアチームや緩和ケア病棟で携わるスタッフのヨコの連携がないのが現状である。</p> <p>病院間の連携を深め、質の向上を図るためにも、事例の検討や現状と課題を共有する必要があると考える。病院間での連携会議の開催などを計画に盛り込んでほしい。</p>	<p>「緩和ケアに携わる医療従事者の育成」の主な施策として追加することとします。</p>
	患者・家族等への支援	<p>身内にがんを患っている者がいる。本人は、何かあれば相談事は医者にすればよいのだろうが、周りの者にも聞いてほしいと思うことがたくさんある。</p> <p>どこかに相談できる機関があれば、本人にもっと優しく接しあげることができると思う。</p>

分野	意見の概要	県の考え方
がんに関する普及啓発・情報提供の推進		
	<p>行政ががん検診を推進しているが、その受診者が少ないとある。</p> <p>その理由として、「がんは怖い、宣告されると死へ直結する」、「手術、治療しても再発が心配で不安がつる」という意識があると思う。</p> <p>「がんは恐くない、早期発見・早期治療で治る」。このことを様々な場面でいろいろな人が語り続ける施策が必要だと思う。</p>	<p>がんに関する県民意識調査では、がん検診を受けない理由として12.2%の方が「結果を知るのがこわいから」と答えています。</p> <p>がんに関する正しい知識やがん検診の必要性について、引き続き普及啓発を推進していきます。</p>
患者・家族等への支援		
	<p>がん患者の就労問題に関しては、企業側にも何らかのメリットがなければ前にすすまないと思うが、この支援策に関してはどれも検討・実施となっている。</p> <p>この検討という二文字に「いつ頃までに」という現実味を示すためにも、期限を提示する必要があると思う。</p>	<p>本計画における取り組むべき対策については、「第7章 施策の行動計画」において、平成25年度から5年間の年次計画を記載しています。</p> <p>なお、がん患者の就労問題に関する対策については、平成25年度中に調査及び対策の検討を行い、平成26年度から支援策等を実施することとしています。</p>
がんに関する教育・研究の推進		
	<p>がん教育という項目が今回新たに追加されているが、その内容について成人がだけでなく、子どもにもがんがあること（小児がん）についても触れてほしい。</p> <p>また、実施に際し、教育を受ける生徒・児童に小児がん患者本人やきょうだいなどが含まれる場合もあるため、正確な情報を伝えるよう配慮してほしい。</p> <p>県内で闘病中または治療終了後の小児がん患者がどのような環境で教育（小中高）を受けているのか、課題はないのか等を把握するための調査を行ってほしい。</p>	<p>計画中の「がんに関する教育・研究の推進」では小児がんに関する記載はありませんが、施策の実施にあたっては、小児がんについても触れるとともに、小児がん患者本人やきょうだいに十分配慮するよう留意します。</p> <p>また、県内の小児がん患者の教育環境に関する調査についても検討していきます。</p>